不　動　産
公売のしおり

第７２回　不動産公売を実施します

公売公告第８号

期日：令和８年１１月１８日（水）
場所：愛媛県中予地方局６階第２会議室

愛媛地方税滞納整理機構

目　　次

Ⅰ　公売の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　公売財産の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

Ⅲ　公売の一連の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

Ⅳ　公売参加の手引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

Ⅴ　各種様式 記載例

　1　入札書

　（ 記載例 1）個人（本人）が入札する場合・・・・・・・・・・・・１２

　（ 記載例 2）個人（代理人）が入札する場合・・・・・・・・・・・１３

　（ 記載例 3）法人（代表取締役）が入札する場合・・・・・・・・・１４

　（ 記載例 4）法人（代理人）が入札する場合・・・・・・・・・・・１５

　（ 記載例 5）共同入札代表者が入札する場合・・・・・・・・・・・１６

　2　陳述書

　（ 記載例 6）個人（本人・代理人）が入札する場合・・・・・・・・１７

　（ 記載例 7）法人（代表取締役・代理人）が入札する場合・・・・１８

　3　添付書類

　（ 記載例 8）委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

　※代理入札の場合に、「委任状」の提出が必要

　（ 記載例 9）共同入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

　（ 記載例 10）共同入札代表者の届出書

　※共同入札代表者が入札する場合に、「共同入札書」・「共同入札代表者の届出書」の提出が必要

Ⅵ　公売財産明細書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

Ⅶ　公売心得書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

Ⅷ　公売会場のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

Ⅸ　入札当日に用意していただくもの・・・・・・・・・・・・・・・・３１

Ⅹ　各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２

公　売　の　概　要

1　公売期日及び会場

公売期日及び会場	公売公告番号	公売財産の 売却区分番号
令和８年 11 月 18 日（水） 愛媛県中予地方局６階第２会議室	第８号	72-01

2　公売財産

「公売財産の一覧」（P．5）及び「公売財産明細書」（P．21）のとおり。

3　公売方法

入札

4　受付時間

公売期日の午後１時 00 分から午後１時 40 分まで

5　入札時間

公売期日の午後２時 05 分から午後２時 15 分まで

注）受付をされていない方は入札に参加できませんので、所定の時間までに必ず受付を行ってください。

6　開札時刻

公売期日の午後２時 15 分

7　売却決定日時及び場所並びに買受代金納付期限

公売財産の売却区分番号	売却決定日時及び場所	買受代金の納付期限
72-01	令和８年 12 月９日（水） 午前 10 時 30 分 愛媛地方税滞納整理機構	令和８年 12 月９日（水） 午前 11 時 30 分

８　公売参加資格

原則としてどなたでも公売に参加することができます。

ただし、以下の方は公売に参加することはできません。

（ア）滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第９２条及び１０８条に該当する者並びに同法９９条の２各号に規定する者）（暴力団員等））

（イ）愛媛県暴力団排除条例の規定により、次の（ａ）～（ｅ）に該当する者

（ａ）役員等が暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号)第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

（ｂ）暴力団（愛媛県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

（ｃ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

（ｄ）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

（ｅ）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

９　入札時の携行品等

○身分に関する証明

本人確認のため、入札参加者（代理人が入札手続きを行う場合には、代理人本人）の身分に関する証明書を提示又は提出していただきますので、**運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。**

法人代表者の場合には法人の履歴事項全部証明書等の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。

○公 売 保 証 金

公売財産ごとに所定の金額を、現金でご用意ください。

○収　入　印　紙（200 円）

公売保証金の返還を求める際に、入札者が営利法人の場合又は個人営業者の場合に必要です。

○陳　　述　　書

「陳述書」について必要事項を記入し作成し、受付時にご提出ください。

また、共同で入札する場合には、共同入札者全員の「陳述書」が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。

① 入札者が個人の場合

「陳述書（個人用）」に、入札者の住所、氏名、フリガナ、性別、生年月日を記入してください。

自己の計算において入札をさせようとする者がある場合には、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に必要事項を記入し、併せて作成してください。

② 入札者が法人の場合

「陳述書（法人用）」に法人の所在地、名称、代表者の役職、氏名を記入してください。また別紙「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」に法人の役員すべての住所、役職、氏名、フリガナ、性別、生年月日を記入してください。

自己の計算において入札をさせようとする者がある場合には、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に必要事項を記入し、併せて作成してください。

③ 入札者（買受申込者）又は自己の計算において入札等をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証等又は債権管理回収業の許可証等）の写しを併せて提出する必要があります。

○委　　任　　状

代理人が入札する場合は、代理人権限を証する委任状及び陳述書をあらかじめ作成し、公売当日にご用意ください。法人の従業員等代表権限を有しない方が法人名で入札する場合にも必要です。（入札する公売財産ごとに必要です。）

共同で入札を行う場合は、共同入札者全員から委任状の提出が必要です。また、事前に「共同入札代表者の届出書」を作成の上、公売当日にご用意ください。

委任状には委任者の印鑑証明（発行日から 3 月以内）の添付が必要です。

○買受適格証明書
公売財産が農地の場合に必要です。

10　注意事項

①公売財産の「位置図」等はおおよその位置を示すもので、現況と異なる場合があります。公売に参加される方は、あらかじめ公売財産の現況・関係公簿等を確認した上で入札してください。

②土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。

③愛媛地方税滞納整理機構は、公売財産の引渡し義務は負わないため、使用者又は占有者等に対して明け渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。

④愛媛地方税滞納整理機構は公売財産について不適合があっても担保責任を負いません。

⑤「公売公告」及び「不動産公売のしおり」に掲載されている公売財産について公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。

⑥公売財産に係る滞納租税の完納の事実が、買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事実があるときは、売却決定を取り消します。

⑦公売参加資格・入札方法については、「公売参加の手引」及び「記載例」をご覧ください。

⑧午後 2 時 00 分までには公売会場に入場し、担当職員の説明を聞いてから入札してください。

⑨該当する物件がある場合、消費税法施行令第 70 条の 12 第 5 項の規定に基づき、買受人の求めに応じて愛媛地方税滞納整理機構が適格請求書を交付します。

⑩公売実施の適正化のため､国税徴収法第 108 条により公売会場への入場、入札等を制限することがありますので注意してください。

その他、公売手続・公売財産等詳細については、愛媛地方税滞納整理機構徴収課（℡　089-913-5800（直通））までご連絡ください。

公　売　財　産　の　一　覧

公売公告番号	第8号

売却区分番号	公売財産（所在地等）	種類	公売保証金	見積価額	掲載ページ
72-01	宇和島市大宮町一丁目甲１０５６番１	宅地	530,000円	5,300,000円	22
	宇和島市大宮町一丁目甲１０５６番地１	共同住宅			

公 売 の 一 連 の 手 順

「公売参加の手引」も必ずご覧ください。

1　受付（午後 1 時 00 分～午後 1 時 40 分）

①入札参加受付書に必要事項を記入し、本人確認等をします。

②その後、売却区分番号ごとの公売保証金の受付を行います。

③公売保証金納付書の必要箇所をご記入ください。

④公売保証金の納付後「公売保証金受領証書」(公売保証金の返還時に必要)、「入札書」(共同入札の場合は、入札書と共同入札書)、「公売心得書」及び「公売物件一覧表」をお受け取りいただきます。

⑤代理入札の場合は「委任状」、共同入札の場合は「共同入札代表者の届出書」、公売財産が農地の場合は「買受適格証明書」もご用意ください。

2　入札（午後 2 時 05 分～午後 2 時 15 分）

① 公売財産明細書（P．21）を参考にして売却区分番号ごとの物件を確認したうえで、記載誤りのないよう「入札書」に日付、住所は住民票登録地、法人の場合は履歴事項全部証明書上の所在地を記載し、氏名は戸籍名を記載します。共同入札の場合は、「共同入札書」にも必要事項を記入してください。

②入札価額はアラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「￥」マークを付けます。

③その他、入札書に記載されている注意事項をお読みください。

④入札は終了時刻をもって直ちに締め切りますので、時間内に入札願います。

3　開札（午後 2 時 15 分～）

① 係員が開札し、最高価申込者と次順位買受申込者の該当の有無を確認します。

② 最高価申込者と次順位買受申込者を発表します。

4　公売保証金の返還

①最高価申込者と次順位買受申込者以外の方に納付していただいた公売保証金を返還しますので、公売保証金納付の際にお渡しした受領証書をご用意ください。

②「公売保証金返還領収書」に必要事項を記入し、係員の指示があるまでお待ちいただきます。

③営利法人又は個人の営業者の方は、返還を求める領収書ごとに収入印紙（200 円）の貼付が必要です。

5　最高価申込者と次順位買受申込者

今後の売却手続きについて、係員から説明がありますので、そのまま会場内でお待ちいただきます。

公 売 参 加 の 手 引

①公売参加資格	1　原則として、公売保証金（次の「公売保証金」の項目参照）を納付すれば、どなたでも公売に参加できます。 ただし、以下の方は公売に参加することはできません。 （ア）滞納者及び公売会場への入場、入札等を制限されている者（国税徴収法第９２条及び１０８条に該当する者並びに同法９９条の２各号に規定する者）（暴力団員等）） （イ）愛媛県暴力団排除条例の規定により、次の（ａ）～（ｅ）に該当する者 （ａ）役員等が暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成２２年３月２６日条例第２４号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの （ｂ）暴力団（愛媛県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの （ｃ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を　図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの （ｄ）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの （ｅ）役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶　者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの 　また、暴力団及び暴力団関係者等は、愛媛地方税滞納整理機構が実施する不動産公売の買受人になることができません。 2　入札に参加される方は、必ず「陳述書」（１７、１８ページ参照）を提出してください。 3　代理人が入札する場合は、本人の委任状（１９ページ参照）が必要です。 　また、共同で入札する場合は、共同入札代表者を定め、その書面（２０ページ参照）を提出してください。 公売財産が農地の場合は買受適格証明書も必要です。

②公売保証金	1　公売保証金を必要とする公売財産については、公売保証金を納付した後でなければ入札できません。 　なお、公売保証金の金額については、「公売財産の一覧」及び公売財産明細書の「公売保証金」の欄をご覧ください。 2　公売保証金は、現金で公売当日に会場で納付してください。
③入札	1　公売財産は、売却区分番号で区分されています。入札書は所定の用紙で売却区分番号ごとに作成してください。 　なお、同一人が同一区分の公売財産について重複して入札書を提出した場合は、その入札書は、いずれも無効となりますので注意してください。 2　入札書に記載する住所は、住民票登録地（法人の場合は、履歴事項全部証明書上の所在地）を、氏名は戸籍名を記載してください。 3　入札書の記載事項に誤りがあった場合等は、訂正せずに新しい入札書を係員に請求し、新たに作成してください。 4　入札書は入札時間内に入札箱に投入してください。また、いったん入札した入札書は、入札時間内であっても引換え、変更又は取消しをすることができません。入札箱に入れる前にもう一度、記載事項に誤りがないか確かめてください。
④開札	入札書は、入札者の面前で開札します。
⑤最高価申込者の決定	1　原則として、売却区分番号ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の入札者を最高価申込者として決定します。 2　最高価額による入札者が２人以上ある場合（同額の場合）には、これらの方の間で追加入札を行って最高価申込者を決定します。また、追加入札による最高価額も同額であるときには、くじで最高価申込者を決定します。 　なお、追加入札の入札価額は、当初の入札価額以上であることが必要です。当初の入札価額に満たない価額で追加入札したときは、当初の価額で入札があったものとみなします。 　また、くじをひかない者があるときは、公売事務に関係のない職員に代わってくじを引かせます。 3　最高価申込者になった者については、暴力団員等に該当しないことの必要な調査を行います。 4　最高価申込者（その者が法人である場合には、その役員）又は自己の計算において、最高価申込者に不動産公売の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当すると認められる場合には、最高価申込者の決定を取り消されることがあります。

⑥次順位買受申込者の決定	1　今回の公売財産は、次順位買受申込者の制度（国税徴収法第１０４条の２参照）を利用することができます。 2　最高価申込者に次ぐ入札価額（見積価額以上で、かつ、最高の入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限ります。）で入札した者から次順位による買受の申込があった場合に、その入札者を次順位買受申込者として決定します。 なお、次順位による買受申込者が２人以上ある場合には、くじで次順位買受申込者を決定します。 3　次順位買受申込者の決定を受けた入札者は、最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合（「⑧買受申込みの取消」の項参照）又は、最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合等（「⑩売却決定の取消等」の項参照）に限り、公売財産を買い取ることができます。 4　次順位買受申込者になった者については、暴力団員等に該当しないことの必要な調査を行います。 5　次順位買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）又は自己の計算において、次順位買受申込者に不動産公売の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当すると認められる場合には、次順位買受申込者の決定を取り消されることがあります。
⑦再度入札	入札者がいないとき、又は、入札価額が見積価額に達しないときは、再度入札を行う場合があります。
⑧買受申込みの取消	公売財産の換価について法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合（地方税法第１９条の７参照）には、最高価申込者及び次順位買受申込者は、滞納処分の続行が停止している間は、公売財産の買受申込みを取り消すことができます。
⑨売却決定	公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。 最高価申込者が買受の申込みを取り消した場合等（「⑥次順位買受申込者の決定」の項３参照）における次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第１１３条第２項各号に掲げる日に行います。 売却決定の日までに、最高価申込者及び次順位買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）又は自己の計算において、最高価申込者及び次順位買受申込者に不動産公売の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等に該当しないことの調査の結果明らかにならない場合は、売却決定日時及び買受代金納付期限が変更される場合があります。
⑩売却決定の取消等	1　最高価申込者又は次順位買受申込者の決定を受けた者について、偽りの名義による買受申込みや公売の実施を妨げる行為があった場合等（国税徴収法第１０８条参照）には、この者に対する

	最高価申込者等の決定を取り消します。 2　売却決定を受けた者が買受代金を納付期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消します。 3　売却決定に基づく買受代金の納付前に、公売に係る滞納租税の完納の事実が証明された場合には、その売却決定を取り消します。 4　買受人が国税徴収法第１１４条（買受申込み等の取消し）の規定により、買受けを取り消したとき、その売却決定を取り消します。
⑪公売保証金の返還、愛媛地方税滞納整理機構への帰属等	1　最高価申込者及び次順位買受申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、公売終了後返還します。 なお、返還を受ける者が営業者（営利法人又は営業者である個人）である場合には、公売保証金の返還に係る領収書に収入印紙（200 円）の貼付が必要ですので注意してください。 2　次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金を納付した後（次順位買受申込者に対して売却決定することのないことが確定した後）に返還します。 3　最高価申込者又は次順位買受申込者で売却決定を受けた者が納付した公売保証金は、買受代金の一部に充当します。 4　売却決定を受けた者が正当な理由なく納付期限内に買受代金を支払わない場合等、国税徴収法第１０８条第２項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、愛媛地方税滞納整理機構に帰属します。
⑫権利移転の時期等	1　原則として、買受代金の全額を納付したときに公売財産を取得します。 2　公売財産に係る危険負担は、上記１の時点をもって買受人に移転します。 したがって、買受代金納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することになります。
⑬権利移転手続	公売財産の所有権移転登記は、愛媛地方税滞納整理機構が行います。買受人は、買受代金納付の際に、所有権移転登記請求書に次の書類を添えて提出してください。なお、登録免許税等、所有権移転に係る費用は買受人の負担になります。 （１）売却決定通知書 （２）住民票又は履歴事項全部証明書若しくは資格証明書 （３）登録免許税相当額の印紙又は領収証書 （４）登記、登記関係書類の郵送に要する郵送料 （５）（公売財産が農地の場合）農業委員会の「許可書」又は「受理通知書」 （６）（共有の場合）共有合意書

個人（本人）が入札する場合

記載例１

入　札　書

令和〇〇年××月△△日

住民票の住所を記載してください。
本人の氏名を記載してください。

愛媛地方税滞納整理機構管理者　様

入札者　住（居）所　松山市〇〇町2丁目〇番〇号

氏名又は名称　機　構　　太　郎

代理人　住（居）所

氏名又は名称

5ページの公売財産の一覧で売却区分番号をご確認ください。

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「￥」マークを付けてください。

下記のとおり入札します。

売却区分番号	入　札　価　額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
●―●			￥	×	×	×	×	×	×	×

☐ 買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
（希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。）

（注意事項）

1　アラビア数字で字体は鮮明に、ボールペン又はインクで書いてください。
2　複数人数が共同して入札する場合は、その旨を明記し、別紙「共同入札書」に共同入札者各人の住所及び氏名又は名称を連記の上、各人の持分を付記してください。
3　代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限の証する書面を提出してください。
4　入札価額の頭部には、「金」又は「￥」の文字を付けてください。
5　書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
6　架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
7　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
8　適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

（ここから下は記入しないでください）

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を　最高価申込者 / 次順位買受申込者　として決定する。

個人（代理人）が入札する場合

記載例２

入　札　書

住民票の住所を記載してください。本人及び代理人の氏名を記載してください。

令和〇〇年××月△△日

愛媛地方税滞納整理機構管理者　様

入札者　住（居）所　松山市〇〇町2丁目〇番〇号

氏名又は名称　機　構　　太　郎

5ページの公売財産の一覧で売却区分番号をご確認ください。

代理人　住（居）所　松山市〇〇町5丁目〇番〇号

氏名又は名称　愛　媛　　花　子

下記のとおり入札します。

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「￥」マークを付けてください。

売却区分番号	入札価額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
●—●			￥	×	×	×	×	×	×	×

☐ 買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
（希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。）

（注意事項）

1　アラビア数字で字体は鮮明に、ボールペン又はインクで書いてください。
2　複数人数が共同して入札する場合は、その旨を明記し、別紙「共同入札書」に共同入札者各人の住所及び氏名又は名称を連記の上、各人の持分を付記してください。
3　代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限の証する書面を提出してください。
4　入札価額の頭部には、「金」又は「￥」の文字を付けてください。
5　書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
6　架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
7　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
8　適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

（ここから下は記入しないでください）

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を　最高価申込者／次順位買受申込者　として決定する。

法人（代表取締役）が入札する場合

記載例３

入　札　書

令和〇〇年××月△△日

履歴事項全部証明書上の所在地及び商号を記載してください。
代表取締役の氏名を記載してください。

愛媛地方税滞納整理機構管理者　様

入札者　住（居）所　松山市一番町4丁目〇番〇号

氏名又は名称　株式会社機構代表取締役　機構太郎

代理人　住（居）所

氏名又は名称

5ページの公売財産の一覧で売却区分番号をご確認ください。

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「￥」マークを付けてください。

下記のとおり入札します。

売却区分番号	入札価額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
● — ●			￥	×	×	×	×	×	×	×

☐ 買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
（希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。）

（注意事項）

1　アラビア数字で字体は鮮明に、ボールペン又はインクで書いてください。
2　複数人数が共同して入札する場合は、その旨を明記し、別紙「共同入札書」に共同入札者各人の住所及び氏名又は名称を連記の上、各人の持分を付記してください。
3　代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限の証する書面を提出してください。
4　入札価額の頭部には、「金」又は「￥」の文字を付けてください。
5　書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
6　架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
7　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
8　適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

（ここから下は記入しないでください）

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を　最高価申込者 / 次順位買受申込者　として決定する。

法人（代理人）が入札する場合

記載例４

入　札　書

令和〇〇年××月△△日

愛媛地方税滞納整理機構管理者　様

履歴事項全部証明書上の所在地及び商号を記載してください。

入札者　住（居）所　松山市一番町4丁目〇番〇号

氏名又は名称　株式会社機構

代理人　住（居）所　松山市〇〇町5丁目〇番〇号

氏名又は名称　愛媛　花子

代理人の氏名を記載してください。

5ページの公売財産の一覧で売却区分番号をご確認ください。

下記のとおり入札します。

売却区分番号	入札価額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
●—●			¥	×	×	×	×	×	×	×

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「￥」マークを付けてください。

☐ 買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
（希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。）

（注意事項）

1　アラビア数字で字体は鮮明に、ボールペン又はインクで書いてください。
2　複数人数が共同して入札する場合は、その旨を明記し、別紙「共同入札書」に共同入札者各人の住所及び氏名又は名称を連記の上、各人の持分を付記してください。
3　代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限の証する書面を提出してください。
4　入札価額の頭部には、「金」又は「￥」の文字を付けてください。
5　書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
6　架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
7　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
8　適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

（ここから下は記入しないでください）

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を　最高価申込者 / 次順位買受申込者　として決定する。

共同入札代表者が入札する場合

記載例５

入　　札　　書

令和〇〇年××月△△日

この入札書及び「共同入札書」を一緒に提出してください。

愛媛地方税滞納整理機構管理者　様

入札者　　住（居）所　　今治市〇〇町3丁目〇番〇号

氏名又は名称　　共同入札代表者

四　国　　次　郎　　外●名

5ページの公売財産の一覧で売却区分番号をご確認ください。

代理人　　住（居）所

氏名又は名称

アラビア数字ではっきりと記載し、頭に「金」又は「￥」マークを付けてください。

下記のとおり入札します。

売却区分番号	入札価額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
●―●			￥	×	×	×	×	×	×	×

☐ 買受人となった場合の適格請求書（インボイス）の交付希望
（希望するときは、左の□内にチェックを入れてください。）

（注意事項）

1　アラビア数字で字体は鮮明に、ボールペン又はインクで書いてください。
2　複数人数が共同して入札する場合は、その旨を明記し、別紙「共同入札書」に共同入札者各人の住所及び氏名又は名称を連記の上、各人の持分を付記してください。
3　代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限の証する書面を提出してください。
4　入札価額の頭部には、「金」又は「￥」の文字を付けてください。
5　書き損じたときは、訂正をしないで新しい用紙を請求してください。
6　架空の名義又は他人の名義を使わないでください。
7　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。
8　適格請求書が交付できる財産については、公売公告に適格請求書を交付できる旨の記載がありますので、当該記載がない場合には、上記のチェックを入れても適格請求書は交付できません。

（ここから下は記入しないでください）

最高価申込者等の決定決議

本件入札者を　最高価申込者／次順位買受申込者　として決定する。

個人（本人・代理人）が入札する場合

記載例６

陳　述　書　（個人用）

愛媛地方税滞納整理機構管理者　　様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☑　**私は、暴力団員等ではありません。**

※　「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

□　**私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。**

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□　**自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」に記載のとおりです。**
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号		○○○○	陳述書作成日	令和　○　年　○　月　○○　日
入札者（買受申込者）	住　所	〒　○○○　－　○○○○ 愛媛県松山市一番町四丁目1番地2 電話番号　（　089　）×××－○○○○		
	KSIログインＩＤ			
	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名 （自　署）	キコウ　タロウ 機構　太郎		
	生年月日	□　大正　□　平成 ☑　昭和　□　令和　○○年　○　月　○　日	性別	☑　男性　□　女性

【注意事項】

1　本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　官公庁オークションＩＤは、インターネット公売で入札される場合に記載してください。

3　共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

4　提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追記はできません。

5　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

6　自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」を併せて提出してください。

7　虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

8　この陳述書の提出により、陳述書等事項確認のため、愛媛地方税滞納整理機構が愛媛県警察等に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意したものとみなします。

法人（代表取締役・代理人）が入札する場合

記載例７

陳　述　書（法人用）

愛媛地方税滞納整理機構管理者　　様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

☑　**当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。**

※「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

☑　**当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。**

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□　**自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」に記載のとおりです。**
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号		○○○○	陳述書作成日	令和　○　年　○　月　○○　日
入札者（買受申込者）	法人所在地	〒　○○○　－　○○○○ 愛媛県松山市一番町四丁目1番地2 電話番号　（　089　）×××－○○○○		
	KSIログインＩＤ			
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)	エヒメタイノウセイリキコウカブシキガイシャ		
	法人名称	愛媛滞納整理機構株式会社		
	代表者氏名 (自署又は押印)	代表取締役　機構　太郎		
	役　員	陳述書（法人用）別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

1　本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　陳述書（法人用）別紙1「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（履歴事項全部証明書等）」を併せて提出してください。

3　官公庁オークションＩＤは、インターネット公売で入札される場合に記載してください。

4　共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

5　提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追記はできません。

6　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

7　自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書（法人用）別紙2「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」を併せて提出してください。

8　この陳述書の提出により、陳述書等事項確認のため、愛媛地方税滞納整理機構が愛媛県警察等に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意したものとみなします。

9　虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

委　　任　　状

記載例　８

住民票の住所、氏名又は履歴事項全部証明書上の所在、名称をご記入ください。法人の場合は、社印及び代表者印を押印してください。

〇〇年△△月××日

愛媛地方税滞納整理機構管理者　　様

委任者の印鑑証明（発行日から３月以内）の添付が必要です。

委任者　　住　（居）　所　●●市〇〇町２丁目〇番〇号

氏名又は名称　　機　構　　太　郎　㊞

私（当社）は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

受任者　住所又は所在地　●●市〇〇町５丁目〇番〇号

氏名又は名称　　愛　媛　　花　子

５ページの公売財産の一覧で番号をご確認ください。

委任事項

１　愛媛地方税滞納整理機構　公売公告第　〇〇　号、売却区分番号　△―△　の公売財産の入札手続に関する権限

２　上記公売財産の公売保証金の納付及び受領に関する権限

３　上記１及び２に附帯する一切の権限

※　共同で入札を行う場合は、共同入札者全員からの提出が必要です。

記載例９

共　同　入　札　書

公売公告	第　〇〇　号
売却区分番号	●―●

住　所	氏　名	持　分	備　考
今治市〇〇町3丁目〇番〇号	四国　次郎	1／2	代表者
今治市〇〇町4丁目〇番〇号	四国　姫子	1／2	

（注）　共同入札代表者の備考欄には、「代表者」と記入して下さい。

※　共同入札書は、入札時、入札書と一緒に提出して下さい。

記載例 10

この書類は、公売当日、入札前に提出していただきます。この用紙が必要な方は、愛媛地方税滞納整理機構でも用意しております。

愛媛地方税滞納整理機構管理者　様

共同入札代表者の届出書

令和〇〇年××月△△日公売実施の公売公告第〇〇号、売却区分番号●-●の物件の入札に当たり（住所）今治市〇〇町3丁目〇番〇号
（氏名）四国　次郎　を共同入札代表者に定めましたのでお届けします。

令和　年　月　日

共同入札者

住　所	氏　名	持　分	電話番号	備考
今治市〇〇町3丁目〇番〇号	四国　次郎	1／2	089-913-5800	共同入札代表者
今治市〇〇町4丁目〇番〇号	四国　姫子	1／2	089-913-5886	

注）1.　共同入札者全員を記載する。　2.　紙面不足の時は追加する。

※　共同入札代表者の届出書は、入札前に提出して下さい。

公売財産明細書

（注）　○　「公売財産の概要」、「利用状況」、「現況写真」等は、不動産公売のしおり作成以前のもので、現況が変動している場合があります。

○　「所在図」は公図等を基に作成されており、現況と異なる場合がありますので、必ず現地確認を行ってください。

公売公告番号	売却区分番号	該当ページ
第８号	72－01	P.22

売却区分別　公売財産明細書

公売公告番号	第 8 号	見 積 価 額 (最低公売価額)	5,300,000円
売却区分番号	72-01	公 売 保 証 金	530,000円

公売財産の表示

不動産の表示（全部事項証明書の表示による）

別紙「物件目録」のとおり

公売財産の概要

1　公法上の規制

都 市 計 画 区 分　：　非線引都市計画区域
用　途　地　域　：　第一種住居地域
建　ぺ　い　率　：　60%
容　　積　　率　：　200%

2　形状・間口・奥行

形　　状 ：ほぼ長方形
間　　口 ：約19.0m
奥　　行 ：約10.0m

3　接面道路及び高低差

接　　面 ：北側が幅員約4.0mの市道大宮線に接面
高 低 差 ：ほぼ等高

4　特記事項

・公売財産について、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認すること。
・当機構は引渡しの義務を負わないので、前所有者からの引渡し等は買受人自身で行うこと。
・令和8年10月1日現在、賃借人が１世帯入居している。
・公売財産に不適合があっても、当機構は、担保責任を負わない。
・当機構記載のものと現況が異なる場合は、現況を優先する。
・「地域計画・開発事業等」について、特別な設定なし。
・所在地の一部が土砂災害警戒区域内に所在している。
・周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。
・間口、奥行の測量は機構職員によるものである。
・アスベスト等に関する専門的な調査は未実施である。
・主たる建物は昭和41年9月1日建築である。
・公売財産内の動産等は、公売財産に含まれません。動産等や不要物の撤去については、
　前所有者と協議し、全て買受人自身で対処すること。

5　交通・立地

・駅　　:JR予讃線宇和島駅　約1.1km
・バ ス 停:宇和島自動車:本町追手バス停　約0.7km
・公共施設:宇和島市役所　約1.6km
・商業施設:フジ宇和島店　約1.4km
・小 学 校:宇和島市立天神小学校　約0.5km
・医療機関：ＪＣＨＯ宇和島病院　約1.1km

別紙

物　件　目　録　(72-01)

不動産の表示（全部事項証明書の表示による）

（土地の表示）

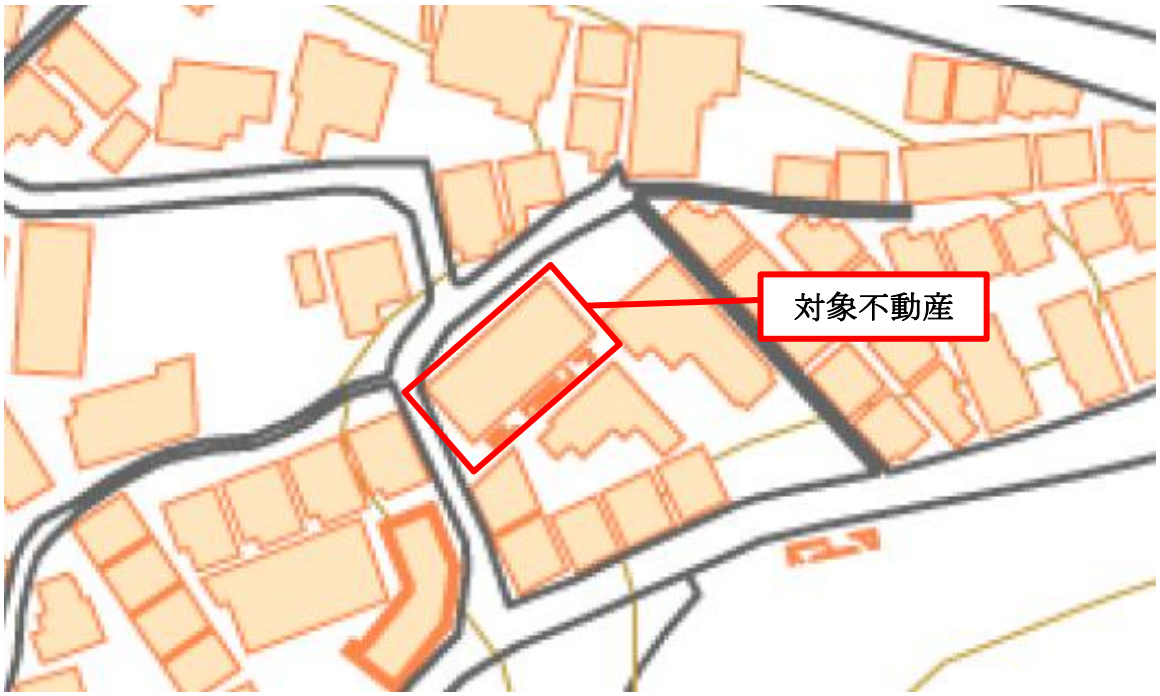
不　動　産　番　号　：　５００５０００２８８４０
所　　在　：　宇和島市大宮町一丁目
地　　番　：　甲１０５６番１
地　　目　：　宅地
地　　積　：　２６７．６１㎡

（主たる建物の表示）

不　動　産　番　号　：　５００５０００４１０８４
所　　在　：　宇和島市大宮町一丁目　甲１０５６番地１
家　屋　番　号　：　甲１０５６番１
種　　類　：　共同住宅
構　　造　：　鉄筋コンクリート造陸屋根２階建
床　面　積　：　１階　１５２．００㎡
　　２階　１５２．００㎡

以下余白

［　位置図　］



国土地理院の「地理院地図（電子国土WEB）」に対象不動産の位置図を追記して掲載

［　所在図　］



対象不動産は太枠で囲われた部分（宇和島市大宮町１丁目甲１０５６番地１）です。
図面と現況が異なる場合は、現況を優先します。

現　況　写　真



対象不動産の北側より撮影



対象不動産の北東側より撮影

公売公告第8号　売却区分番号72-01

現　況　写　真



対象不動産の北西側より撮影



対象不動産の西側より撮影

公　売　心　得　書

第１条　次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者（これらの者を使用する者及び入札の代理人とする者を含む。）については、その事実があった後２年間公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ又は入札をさせないことがある。

(1)　入札をしようとする者の公売への参加若しくは入札・最高価申込者の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者

(2)　公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者

(3)　偽りの名義で買受申込みをした者

(4)　正当な理由がなく買受代金の納付期限までにその代金を納付しなかった買受人

(5)　故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者

(6)　前各号に掲げる者のほか、公売による売却の実施を妨げる行為をした者

第２条　入札をしようとする者は、公売保証金（以下「保証金」という。）を要する場合にはこれを納付した後でなければ入札をすることができない。

２　保証金は、現金で納付しなければならない。

３　保証金は、機構指定の公売保証金納付書に保証金を添えて提出することにより納付しなければならない。

４　前項の保証金を納付したときは、公売保証金受領証書を交付する。

第３条　入札は、機構指定の入札書により行うものとし、入札書は住（居）所及び氏名又は名称を記載して期限までに提出しなければならない。

２　代理人をもって入札し又は開札の立会をしようとするときは、あらかじめ入札者の委任状を提出しなければならない。

３　入札者は、如何なる理由があってもその提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることができない。

第４条　開札は公売公告兼見積価額公告（以下「公告」という。）に記載の日時、場所において行う。

２　入札者又はその代理人が開札に立ち会わなかったことを理由として不服申立てをすることはできない。

第５条　次に掲げるものは、入札がなかったものとすることがある。

(1)　保証金を要する場合において、これを納付しなかったもの又は納付金額が指定の金額に達しないもの

(2)　公売公告、本心得書その他法令の規定に違反したもの

第６条　入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額による入札者を最高価申込者として決定する。

２　前項の場合において、最高の価額による入札者が２人以上あるときは、その入札者に更に入札をさせ、なお入札の価額が同じときはくじで最高価申込者を決定する。

３　最高価申込者を決定したときは、その氏名又は名称及び価額を呼び上げた後入札の終了を告知する。

第７条　最高価申込者の入札価額に次ぐ価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の金額を控除した金額以上である場合に限る。）で入札し、次順位による買受けの申込みをした者を次順位買受申込者に決定する。

２　前項の場合において、申込者が２人以上ある場合はくじで次順位買受申込者を決定する。

第８条　最高価申込者を決定した場合においては、最高価申込者の納付に係る保証金は、原則として買受代金に充当するものとする。

２　最高価申込者以外の入札者が納付した保証金については、公売終了後に公売保証金受領証書と引換えに返還する。ただし、次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還する。

３　前項の保証金を返還するときは、公売保証金返還領収書の提出が必要。なお、返還を受ける者が営業者の場合は、その領収書に収入印紙（200 円）が必要になる。

第９条　入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を実施することがある。

第 10 条 公売財産は、公告に記載の日時及び場所において買受人に対して売却決定を行う。

２　公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行う。

第 11 条 買受人は、買受代金を公告に記載の代金納付期限までに現金で納付しなければならない。

２　買受人が買受代金を第１項の納付期限までに納付しないとき、売却決定を取り消した場合においては、買受人の納付に係る保証金は当機構に帰属する。

第 12 条 買受代金の納付前に換価財産に係る徴収金の完納の事実が証明されたとき、その他時宜により公売の全部又は一部の取消し又は中止することがある。

２　入札者は、前項の取消し又は中止があってもこれに対し、不服申立てをすることができない。

第13条 引渡しを要する換価財産は、買受代金納付後に買受人に対してこれを引き渡す。

2　買受人は、買受財産でその権利の移転につき登記（登録）を要するものについては、機構指定の所有権移転登記請求書に登録免許税、印紙代、その他の費用を添えてその登記（登録）を請求すること。

第14条 権利移転の時期は、原則として買受代金を納付したときとする。なお、許可及び承認を必要とする財産の場合は、それを得たときとなる。機構は、代金納付後の財産の毀損、盗難、焼失等による損害の責を負わない。

第15条 公売財産が滞納者等に保管されているときは、買受人に売却決定通知書を交付後、買受人が保管人から財産を受け取ることになる。この場合、上記売却決定通知書の交付により、機構管理者から買受人に対して公売財産の引渡しは完了する。

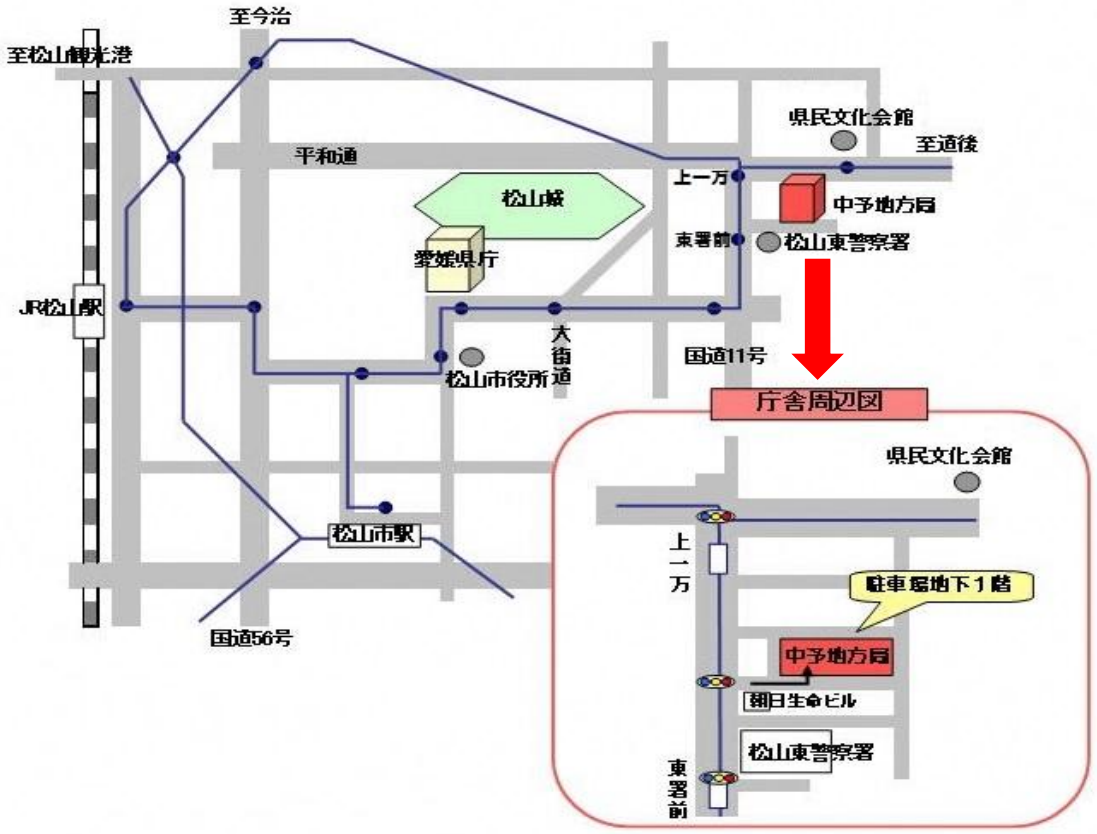
第16条 公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接地所有者と協議すること。

第17条 本心得書に規定していない事項については、国税徴収法、同施行令、同施行規則その他の法令の規定によるものとする。

愛媛地方税滞納整理機構管理者

公売会場のご案内

公売会場：愛媛県中予地方局6階第2会議室
（松山市北持田町132番地）



交通のご案内

○JR松山駅下車後、市内電車道後温泉行き、または環状線城北方面行き警察署前下車　徒歩2分

○伊予鉄道松山市駅下車後、市内電車道後温泉行き、または環状線城北方面行き警察署前下車　徒歩2分

○松山空港より車で約25分

※なるべく公共交通機関をご利用ください。

◎　会場に関するお問合せ先

愛媛地方税滞納整理機構　　徴収課
電話：089-913-5800

入札当日に用意していただくもの

1　入札者が個人の場合で、本人が入札に参加するとき

1	公売保証金（現金）
2	身分証明書
3	「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」及び関係書類
4	収入印紙（２００円）※使用しない場合があります。

2　入札者が個人の場合で、*代理人が入札するとき*

1	公売保証金（現金）
2	***委任状***　**（委任状については、委任者の印が必要です。）**
3	***委任者の印鑑証明書***
4	代理人の身分証明書
5	「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」及び関係書類
6	収入印紙（２００円）※使用しない場合があります。

3　入札者が法人の場合で、代表者が入札に参加するとき

1	公売保証金（現金）
2	身分証明書
3	法人の履歴事項全部証明書（代表権限を確認するために必要です。）
4	「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」及び関係書類
5	収入印紙（２００円）※使用しない場合があります。

4　入札者が法人の場合で、*代表者以外の者（代理人）が入札に参加するとき*

1	公売保証金（現金）
2	***委任状***　**（委任状については、委任者及の印が必要です。）**
3	***法人の印鑑証明書***
4	法人の履歴事項全部証明書（代表権限を確認するために必要です。）
5	代理人の身分証明書
6	「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」及び関係書類
7	収入印紙（２００円）※使用しない場合があります。

各　種　様　式

陳述書

委任状

共同入札書

共同入札代表者の届出書

陳 述 書 （個人用）

愛媛地方税滞納整理機構管理者　様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

□　私は、暴力団員等ではありません。

※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

□　私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□　自己の計算において私に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号			陳述書作成日	令和　　年　　月　　日	
入札者（買受申込者）	住 所	〒　　－ 電話番号　　（　　）			
	KSIログインＩＤ				
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)				
	氏 名 （自 署）				
	生年月日	□ 大正　□ 平成 □ 昭和　□ 令和　　年　　月　　日		性別	□ 男性　□ 女性

【注意事項】

1　本様式は、入札者（買受申込者）が個人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　官公庁オークションＩＤは、インターネット公売で入札される場合に記載してください。

3　共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

4　提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追記はできません。

5　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

6　自己の計算において入札等をさせようとする者（入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。）がある場合は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項」を併せて提出してください。

7　虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

8　この陳述書の提出により、陳述書等事項確認のため、愛媛地方税滞納整理機構が愛媛県警察等に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意したものとみなします。

【陳述書別紙】

自己の計算において入札等をさせようとする者に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

<table>
<tr><td rowspan="4">□個人</td><td>住 所</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>生 年 月 日</td><td>□ 大正 □ 平成
□ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日</td><td>性別</td><td>□ 男性　□ 女性</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□ 法人</td><td>法人所在地</td><td colspan="3">〒　　－</td></tr>
<tr><td>(フリガナ)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>法人名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>役　員</td><td colspan="3">別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」のとおり</td></tr>
</table>

【注意事項】

1　自己の計算において入札等をさせようとする者がいる場合は、本書面の提出が必要です(複数いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。)。
　提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　自己の計算において入札等をさせようとする者が法人である場合は、別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面(履歴事項全部証明書等)」の提出が必要です。

3　提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追記はできません。

4　入札者(買受申込者)が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書(宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証)の写しを提出してください。

陳 述 書（法人用）

愛媛地方税滞納整理機構管理者　様

※内容を確認し、□にチェックを入れてください。

□　当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

※ 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。

□　当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において、入札等をする者ではありません。

※該当する場合は、□にチェックを入れてください。

□　自己の計算において当法人に入札等をさせようとする者は、陳述書別紙「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」に記載のとおりです。
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

売却区分番号			陳述書作成日	令和　　年　　月　　日
入札者（買受申込者）	法人所在地	〒　　－ 電話番号　　（　　）		
	KSIログインＩＤ			
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)			
	法人名称			
	代表者氏名 (自署又は押印)			
	役　員	陳述書（法人用）別紙「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」のとおり		

【注意事項】

1　本様式は、入札者（買受申込者）が法人の場合に使用する陳述書です。
陳述書は、入札等を行う財産（売却区分番号）ごとに作成し、入札等までに提出してください。
提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　陳述書（法人用）別紙1「入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項」及び「法人の役員を証する書面（履歴事項全部証明書等）」を併せて提出してください。

3　官公庁オークションＩＤは、インターネット公売で入札される場合に記載してください。

4　共同で入札等を行う場合は、入札者（買受申込者）ごとに陳述書を提出してください。

5　提出後の陳述書（別紙を含む。）の訂正や追記はできません。

6　入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合には、その許認可等を受けたことを証明する文書（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを提出してください。

7　自己の計算において入札等をさせようとする者(入札者（買受申込者）に資金を渡すなどして自己の為に入札等をさせようとする者をいいます。)がある場合は、陳述書（法人用）別紙2「自己の計算において入札等をさせようとする者（法人）の役員に関する事項」を併せて提出してください。

8　この陳述書の提出により、陳述書等事項確認のため、愛媛地方税滞納整理機構が愛媛県警察等に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意したものとみなします。

9　虚偽の陳述をした場合、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります（国税徴収法第189条）。

【陳述書(法人用)別紙1】

入札者(買受申込者)である法人の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
2	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
3	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
4	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性
5	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生 年 月 日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　月　日	性別	□ 男性　□ 女性

【注意事項】

1　入札者(買受申込者)が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(履歴事項全部証明書等)」の提出が必要です。提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。

3　提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追記はできません。

【陳述書(法人用)別紙2】

自己の計算において入札等をさせようとする者(法人)の役員に関する事項

※該当する□にチェックを入れてください。

1	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　□ 女性
2	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　□ 女性
3	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　□ 女性
4	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　□ 女性
5	住　所	〒　　－		
	(フリガナ) 氏　名		役職	
	生年月日	□ 大正 □ 平成 □ 昭和 □ 令和　　年　　月　　日	性別	□ 男性　□ 女性

【注意事項】

1　自己の計算において入札等をさせようとする者が法人の場合は、本書面及び「法人の役員を証する書面(履歴事項全部証明書等)」の提出が必要です。
　提出がない場合や記載に不備がある場合は、入札等が無効となりますので、正確に記載してください。

2　役員全員(代表者を含む。)を記載してください。役員が6人以上いる場合は、本用紙を複数枚用いてください。

3　提出後の陳述書(別紙を含む。)の訂正や追記はできません。

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

愛媛地方税滞納整理機構管理者　　様

委任者　　住　（居）　所

氏名又は名称　　㊞

私（当社）は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

受任者　　住所又は所在地

氏 名 又 は 名 称

委任事項

１　愛媛地方税滞納整理機構 公売公告第　　号、売却区分番号　　の公売財産の入札手続に関する権限

２　上記公売財産の公売保証金の納付及び受領に関する権限

３　上記１及び２に附帯する一切の権限

※ 共同で入札を行う場合は、共同入札者全員からの提出が必要です。

共　同　入　札　書

公売公告	第　　号
売却区分番号	

住　所	氏　名	持　分	備　考

（注）　共同入札代表者の備考欄には、「代表者」と記入して下さい。

※ 共同入札書は、入札時、入札書と一緒に提出して下さい。

愛媛地方税滞納整理機構管理者　　様

共同入札代表者の届出書

令和　　年　　月　　日公売実施の公売公告第　　号、売却区分番号　　の物件の入札に当たり（住所）

（氏名）　　を共同入札代表者に定めましたのでお届けします。

令和　　年　　月　　日

共同入札者

住　所	氏　名	持　分	電話番号	備考

注）1. 共同入札者全員を記載する。 2. 紙面不足の時は追加する。

※　共同入札代表者の届出書は、入札前に提出して下さい。